

「ノバルロン」及び「メトキシフェノジド」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「ノバルロン」については、平成19年6月13日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請があった旨、「メトキシフェノジド」については、平成19年6月22日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省から連絡があったところである。本剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

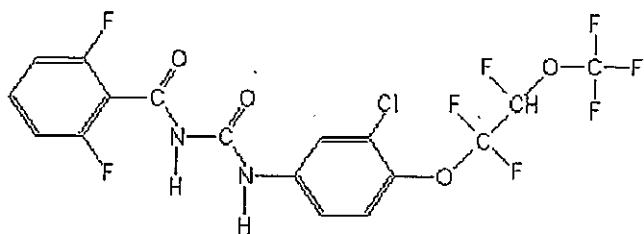
また、「メトキシフェノジド」についてはポジティブリスト制度の導入に当たり、いわゆる暫定基準を設定したものであり、平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205005号により、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼している。

2. 評価依頼物質の概要

(1) ノバルロン

本薬は殺虫剤であり、平成19年6月現在、キャベツ、りんご等に登録がある。今回新たにイチゴ、ピーマン及びミニトマトへの適用が申請されている。

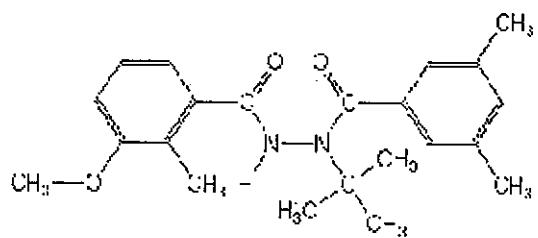
F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R）における毒性評価では、許容一日摂取量（A D I）として 0.01 mg/kg 体重/日と設定されている。ばれいしょ、りんご等に国際基準が設定されている。



(2) メトキシフェノジド

本薬は殺虫剤であり、平成19年6月現在、大豆、キャベツ、りんご等に登録がある。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R）における毒性評価では、許容一日摂取量（A D I）として 0.1 mg/kg 体重/日と設定されている。ブロッコリー、レタス等に国際基準が設定されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。